

HaTeLa

安全データシート(SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名 CE ハイ・クリア
(現像液、定着液用特殊汚染除去剤)
会社名 株式会社 阪神技術研究所
住所 〒662-0927 兵庫県西宮市久保町4-18
担当部門 販売チーム 作成部門 QAチーム
電話番号 0798-33-6321 FAX番号 0798-33-6069
推奨用途 現像液及び定着液の汚染除去
使用上の制限 推奨用途以外への使用は禁止
作成／改訂 2016.05.02／2018.12.21／2020.10.21／2024.04.01(4版)

2. 危険有害性の要約

GHS分類 ※区分に該当しない、分類できない項目は記載を省略

健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2
皮膚感作性	区分1
発がん性	区分2
生殖毒性	区分2
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2 甲状腺

環境に対する有害性

水生環境有害性(急性)	区分3
水生環境有害性(慢性)	区分3

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 警告

危険有害性情報 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
強い眼刺激
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
長期にわたる又は反復ばく露による甲状腺の障害のおそれ
長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

安全対策 使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
ミスト、蒸気を吸入しないこと。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

応急措置	皮膚に付着した場合:多量の水で洗うこと。 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察／手当を受けること。 気分が悪いときは、医師の診察／手当をうけること。 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察／手当を受けること。 眼の刺激が続く場合:医師の診察／手当を受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
保管	施錠して保管すること。
廃棄	内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理事業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報 <原則として1%以上含有する成分を記載しています。>

単一製品・混合物の区別 : 混合物

成分名称	含有量 (wt%)	CAS No.	化審法番号
水	80-90	7732-18-5	—
クエン酸	<10	5949-29-1	2-1318
チオ尿素	5.7	62-56-6	2-1733
無水亜硫酸ナトリウム	<5.0	7757-83-7	1-502
シュウ酸	0.67	144-62-7	2-844

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸し易い姿勢で休息させること。必要に応じて医師の診察及び手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、皮膚を多量のシャワー水と石鹼で十分に洗い流すこと。

皮膚刺激や症状がある場合は医師の診察及び手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。医師の診察及び手当てを受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせず直ちに口の中を十分にすすぎ、医師の診察及び手当てを受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

この製品自体は不燃性水溶液であり、燃焼しないため、周囲の火災に応じて適切な消火剤を選択する。

使ってはならない消火剤

この製品自体は不燃性水溶液であり、燃焼しないため、周囲の火災に応じて適切な消火剤を選択する。

特有の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能なものは、容器及び周辺に散水して冷却する。

消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消防作業は状況に応じて適切な保護具を着用し、風上から行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業の際には必ず保護具を着用する。

環境に対する注意事項

漏出物を回収すること。漏洩した液が河川、下水等に排出されないようにする。

封じ込め及び浄化の方法・機材

乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸着させて、密閉できる空き容器に回収する。

二次災害の防止策

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

人によっては、長時間繰り返し接触することによって、かぶれる場合があるので注意する。作業の際は必要に応じて適切な保護具を着用する。

安全取扱い注意事項

他の化学薬品との接触を避ける。出来るだけ風上から取り扱い、作業後は手や顔など身体を洗浄する。

保管

安全な保管条件

適切な換気のある高温多湿を避けた冷暗所で、密閉性を維持して保管する。施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

保管の際は他の容器に移し替えず、製品の容器で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度 設定なし

保護具

呼吸用保護具

必要に応じて有機ガス用保護マスクを着用する。

手の保護具

不浸透性の手袋を着用する。

眼の保護具

保護眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

長袖作業衣を着用する。汚染された作業衣を再使用するときは洗濯する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 液体

色 無色ないし微黄色

臭い 微臭

沸点 105°C

可燃性 データなし

爆発下限界及び爆発 データなし

上限界／可燃限界 データなし

引火点 データなし

自然発火点 データなし

分解温度 データなし

pH 2.69～3.15

動粘性率 データなし

n-オクタノール／水分配係数 データなし

蒸気圧 データなし

密度及び／又は相対密度 1.054～1.062

相対ガス密度 データなし

粒子特性 データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	塩素系漂白剤と混合すると有害な塩素ガスが発生する恐れがある。
化学的安定性	通常の使用条件下では安定。
危険有害反応可能性	データなし
避けるべき条件	凍結・直射日光を避ける。
混触危険物質	強アルカリ
危険有害な分解生成物	データなし

11. 有害性情報

急性毒性(経口)

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

皮膚腐食性／刺激性

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

区分2の成分クエン酸、区分2Bの成分チオ尿素の濃度が加成方式を適用し濃度限界の10%以上のため区分2と判定

呼吸器感作性

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

皮膚感作性

区分1の成分チオ尿素が濃度限界の1%以上のため区分1と判定

生殖細胞変異原性

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

発がん性

区分2の成分チオ尿素が濃度限界の1%以上のため区分2と判定

生殖毒性

区分2の成分チオ尿素が濃度限界の3%以上のため区分2と判定

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

毒性が未知の成分が含まれるため分類できないと判定

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分1(甲状腺)の成分チオ尿素が区分2の濃度限界の1%以上のため区分2(甲状腺)と判定

誤えん有害性

動粘性率が不明なため分類できないと判定

12. 環境影響情報

生態毒性

情報なし

残留性・分解性

情報なし

生態蓄積性

情報なし

土壤中の移動性

情報なし

オゾン層有害性

情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄の際は「廃棄物処理法」「水質汚濁防止法」等の法令を遵守し、都道府県等の許可を受けた廃棄物処理業者に委託すること。

汚染容器・包装

廃棄の際は「廃棄物処理法」「水質汚濁防止法」等の法令を遵守し、都道府県等の許可を受けた廃棄物処理業者に委託すること。

14. 輸送上の注意

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

- 容器に漏れや破損等の無いことを確かめ、転倒、落下、損傷の無いように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。
- 容器が破損しないように水濡れや乱暴な取り扱いをさけること。

15. 適用法令

※含有物質毎に記載

・クエン酸	
食品衛生法	食品添加物
・チオ尿素	
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
	皮膚等障害化学物質等(規則 第594条の2第1項)
PRTR法	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1 政令番号:245)
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	毒物類・毒類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	毒物類・毒類(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・毒物類(毒物)(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
・無水亜硫酸ナトリウム	
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
・ショウ酸	
毒物及び劇物取締法	劇物 包装等級3
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法57条の2) 皮膚等障害化学物質等(規則 第594条の2第1項)

16. その他

記載内容は現時点での入手できた情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価について完全性を保証するものではありません。危険、有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意してください。注意事項は当製品についての通常の取り扱いを対象にしたものであって、それ以外については、ご使用者の責任において安全対策を実施の上お取り扱い願います。